

特定非営利活動法人

環境カウンセラー会ひょうご

定 款

第一章 総 則

[名 称]

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 環境カウンセラー会ひょうご と称し、英文名称はEnvironmental Counselors Hyogo, Specified Nonprofit Corporation. と称する。略称はECHとする。

[事務所]

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県尼崎市東難波町2丁目1番13号に置く。

第二章 目的および事業

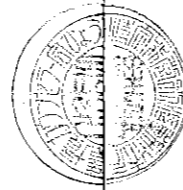
[目 的]

第3条 この法人は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、環境保全に関する幅広い分野で、調査研究および教育普及活動を行うとともに、不特定多数の市民・団体を対象に助言または支援・協力をを行い、環境保全の技術水準の高揚、地域環境等の向上、次世代人材の育成を推進し、もって社会教育、健全なまちづくり、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。

[特定非営利活動の種類]

第4条 この法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第二条の別表に掲げる項目のうち、環境保全技術に関連して、次の種類の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動



[事業]

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に関する次の事業を行う。
- (1) 環境保全のための社会啓発および教育の推進
 - (2) 環境保全に関する資料の収集および調査研究
 - (3) 地球温暖化防止活動の社会啓発および教育の推進
 - (4) 環境活動を行う関係機関および団体などに対する助言、提言、指導、援助および協働活動
 - (5) 環境保全技術に関する諸外国支援および国際協力
 - (6) 環境保全状況の診断および補修・補強に関する助言または支援・協力
 - (7) この法人の事業に必要な資料の編纂および刊行
 - (8) 特定化学物質排出管理促進法等化学物質の安全運用の啓発および教育の推進
 - (9) 環境マネジメントシステム「エコアクション21」の啓発と推進
 - (10) 循環型社会形成基本法の啓発および教育の推進
 - (11) その他、この法人の目的を達成するために必要とする事業

第三章 会員

[会員の種別]

- 第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。
- (1) 正会員 第7条第1項に規定する会員
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業に協力する個人および団体、賛助会員に関しては、別に細則で定める。

[会員]

- 第7条 この法人の正会員は、原則としてこの法人の目的および事業に賛同した環境カウンセラー制度登録者もしくは法人の目的を達成するための知識を有する者とする。
- 2 正会員は、自主的取り組みを基本とし、この法人の活動に主体性と責任をもって参加する。
 - 3 この法人に入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出する。理事長は正当な理由がない限り申込者の入会を認めなければならない。
 - 4 入会申込者のこの法人への入会を認めないときは、理事長は速やかにその理由を記した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

- 5 正会員は、総会において別に定める入会金、年会費を納入する。

なお、納入された入会金、年会費およびその他拠出金品等はいかなる場合であっても返還されない。

- 6 正会員は、次の各号のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

- (1) 書面による退会の届け出を理事長に提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を1年以上滞納したとき

- 7 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 8 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席正会員の4分の3以上の同意をもって除名することができる。

ただし、除名の議決の前にその正会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を著しく傷つけたとき、またはこの法人の運営に支障を及ぼすと認められたとき
- (2) 本定款等に違反した行為があったとき
- (3) この法人の目的趣旨に反する行為があったとき
- (4) 外部の第3者に対し、この法人の正会員であることを利用し、この法人の業務に関連しないところで不当に利益を上げ、この法人の信用を著しく傷つけた場合
- (5) その他、正会員として不適正な行為があると認められるとき

- 9 正会員は、この法人での活動の成果等を理事会の承認を経た後、外部に使用または公開することができる。

第四章 役員および職員

[役員の種類]

- 第8条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

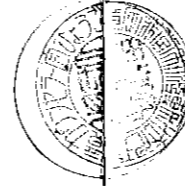
- 2 理事の中から理事長1名、副理事長2名を置く。

副理事長は事業者部門、市民部門各1名とする。

- 3 監事は理事またはこの法人の職員をかねることではない。

[役員を選任]

- 第9条 役員は、総会において正会員の中から選任する。



- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員は、法第二十条に適合し、その構成は法第二十一条に適合しなければならない。

[役員職務]

- 第10条 理事は、理事会を組織し、本定款の定めるところに従い、総会の議決に基づき、この法人の運営に責任を持ち業務を執行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐する。理事長に支障のあるときは、理事長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
 - 4 監事は、法第十八条に掲げる職務を行うとともに、理事会の招集を請求する。

[役員任期]

- 第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまで、その任期を延長する。
 - 3 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、前任者または現任者の任期の残余期間とする。
 - 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その業務を遂行しなければならない。

[役員欠員補充]

- 第12条 理事または監事は、その定数の3分の1を超える欠員が生じたとき、遅滞なくこれを補充しなければならない。

[役員解任]

- 第13条 役員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において出席正会員の4分の3以上の議決により解任することができる。ただし、この場合その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、その職務の遂行に耐えられないと認めるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他、この法人の役員として相応しくない行為があったとき

[役員報酬等]

- 第14条 役員は、無報酬とする。ただし、役員総数の3分の1以下の範囲内で常勤役員には報酬を支払うことができる。なお、報酬等に関する必要事項は、総会の議決を

経て理事長がこれを別に定める。

- 2 役員は、その業務を執行するために要した費用を請求することができる。

[事務局]

- 第15条 この法人には、事務局長その他事務職員をおくことができる。
- 2 前項の事務局長および職員の任免は、理事長が行う。
 - 3 事務局長は、理事長を補佐しこの法人の庶務を行う。
 - 4 事務局は、定款並びに事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書等(以下「事業報告書等」という)、役員名簿、会員名簿、総会および理事会議事録を閲覧できるよう備えておかなければならない。

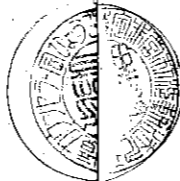
第五章 総会

[会議の種類および議事録]

- 第16条 この法人の運営に関する会議は、総会および理事会とし、必要に応じて委員会または部会等を設置することができる。
- 2 会議の内容は、議事録に記録し、事務局に保管する。

[総会]

- 第17条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 総会は、通常総会と臨時総会とし、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。
 - 3 通常総会は、毎年の事業年度終了後3ヶ月以内に理事長が開催する。
 - 4 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散に関する事項
 - (3) 合併に関する事項
 - (4) 役員を選任または解任に関する事項
 - (5) 事業計画および収支予算並びにその変更の承認に関する事項
 - (6) 事業報告および収支決算報告の承認に関する事項
 - (7) 入会金、年会費などに関する事項
 - (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第33条において同じ。)その他新たな義務の負担および権利の放棄
 - (9) 役員職務および報酬に関する事項
 - (10) 事務局の組織および運営
 - (11) その他この法人の運営に関する重要事項および理事会が総会に付議する必要があると判断した事項



- 5 総会は、以下の事項について理事会から報告を受ける。
 - (1) 運営に関する細則の制定およびその改廃に関する事項
 - (2) その他理事会が総会に報告する必要があると判断した事項
- 6 理事長は、次の各号の一に該当する臨時総会招集の請求があった場合、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - (1) 理事会が請求したとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上が招集目的を記した書面により請求したとき
 - (3) 監事が請求したとき
- 7 監事は、法第十八条第四号の規定により、臨時総会を招集する。
- 8 総会を招集するときは、会議の日時、場所、招集目的および審議事項を記した開催通知書を、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 9 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

[総会の議決事項]

- 第18条 総会の議決事項は、第17条第8項によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 各正会員の表決権は平等なるものとする。
 - 3 総会の議決事項は、本定款に規定するものを除き、出席した正会員の過半数の同意を持って決定とする。可否同数の時は、議長の決するところによる。
 - 4 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決（以下「書面表決者」という）するか、または委任状により他の正会員を代理人として表決（以下「委任状表決者」という）することができる。なお、書面表決者または委任状表決者は総会の出席者とみなす。
 - 5 総会の議決事項に特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

[総会の議事録]

- 第19条 総会の議事録内容は、総会において選任された2名の書記により議事録に記録しなければならない。
議事録には次の事項を記載する。
- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席正会員数（書面表決者および委任状表決者数を付記する）
 - (3) 審議事項

- (4) 審議経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名者の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名者2名が署名と押印をしなければならない。

第六章 理事会および部会

[理事会]

- 第20条 理事会は、理事をもって構成する。理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事会は、本定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決事項の執行に関する事項
 - (3) 委員会、部会等の設置および解散に関する事項
 - (4) その他この法人の運営および執行に関する事項
 - 3 理事会は、次の各号の一に該当するときは、理事長が招集する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 複数の理事から招集の請求があったとき
 - (3) 監事から招集の請求があったとき
 - 4 複数の理事または監事から請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
 - 6 理事会は、理事総数の過半数の出席をもって成立する。
なお、出席できない理事は、開催通知に対し、書面または委任状の提出をもって出席したものとする。
 - 7 理事会の議決事項は、招集時に通知した事項とする。
 - 8 各理事の表決権は、平等なるものとする。
 - 9 理事会の議決事項は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長である理事長の決するところによる。
 - 10 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
 - 11 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。
 - 12 理事会が必要と認めた場合には、役員以外に正会員も理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
 - 13 理事会は、理事会内に総務、企画、業務、広報、経理等の運営担当（以下「担当理事」という）を、置くことができる。
 - 14 理事長は、理事が一堂に会して理事会を開催することが困難と認めたときは、

合議または稟議が確実に施行できる通信手段を用いて表決を行うことができる。

[理事会の議事録]

第21条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者または委任状表決者にあつては、その旨を記すこと）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名者の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議に置いて選任された議事録署名者2名以上が署名、押印しなければならない。

[委員会および部会等]

第22条 理事会の議決を経て、事業遂行のための委員会または部会等（以下「委員会等」という）を、設置することができる。

- 2 正会員は、いずれかの委員会等に極力全員が参加するものとする。
- 3 委員会等の長は、理事または正会員の中から理事長が委嘱する。
- 4 委員会等の設置および運営は、別に定めるところによる。
- 5 委員会等の長は、活動計画、組織、活動状況および活動成果については、理事会に報告しなければならない。

[協働活動]

第23条 この法人と関係機関または団体などとの協力または共同して行う協働活動の実施に当たっては、相手機関または団体との間で取り決めを行う。その取り決めの内容は、理事会の承認を受けなければならない。

第七章 資産および会計

[資産の構成]

第24条 この法人の運営のための資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および年会費
- (3) 補助金および助成金
- (4) 寄付金品

- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業活動に伴う収入
- (7) その他の収入

[資産の管理]

第25条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

[会計原則]

第26条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従い行うものとする。

- (1) 収入および支出は、毎事業年度に策定する予算に基づき行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従い、正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表および収支計算書は、会計簿に基づいて収支および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (4) 採用する会計処理の基準および手続きについては、毎事業年度を継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

[事業年度]

第27条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

[事業計画および予算]

第28条 この法人の事業計画および収支予算は、理事長の指揮において総務、企画、業務、広報、経理等の担当理事が立案し、理事会にて審議し、総会の議決を経なければならない。

[暫定予算]

第29条 前条による予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じた収入および支出ができる。
なお、この収入および支出は、新たに成立した予算の収入および支出とみなす。

[予備費の設定および使用]

第30条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

[予算の追加および更正]



第31条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

[事業報告書等]

第32条 この法人の事業報告書等は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、理事会の審議、監事の監査を経て通常総会に報告し、承認を得なければならない。

- 2 総会の承認を受けた事業報告書等、法第二十九条で定める書類は事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁に提出しなければならない。
- 3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

[臨機の措置]

第33条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第八章 定款の変更、法人の解散および合併

[定款の変更]

第34条 本定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 2 本定款の変更は、次の事項の変更以外は所轄庁の認証を得なければならない。
 - (1) 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わない場合に限る）
 - (2) 資産に関する事項
 - (3) 公告の方法

[解散]

第35条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 第1項第1号の事由による解散は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由による解散は、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、兵庫県内に施設を設置している社会福祉法人に譲渡するものとする。

[合併]

第36条 この法人が他の特定非営利活動法人与合併しようとするときは、総会において、その正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第九章 公告の方法

[公告の方法]

第37条 この法人の公告は、この法人の別に定める掲示場に掲示するとともに、この法人の会報および神戸新聞に掲載する。

第十章 雑則

[細則]

第38条 本定款の施行に必要な細則等は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。細則の制定およびその改廃は総会にて報告する。

付則

- 1 本定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年5月31日迄とする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第27条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成13年3月31日迄とする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第28条の規定にかかわらず、平成12年4月8日開催の設立総会における議決によるものとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金および年会費は、第7条第5項の規定にかかわらず、次の額とする。
 - (1) 入会金 1,000円
 - (2) 年会費 5,000円なお、任意団体時に入会した正会員については、入会金を徴収しないものとする。
- 6 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 山下 満

理事 柴原 宣夫

監事 宮本 仁

副理事長 鈴木 太郎

理事 山本 泰三

監事 安カ川 常孝

副理事長 長本 政子

理事 中津川 英則

理事 井上 靖彦

理事 須藤 邦彦

理事 中野 英明

理事 岡田 清隆

理事 小山 英二

これは当法人の現行定款の写しに相違ありません。

平成28年9月30日

兵庫県尼崎市東難波町二丁目1番13号

特定非営利活動法人 環境カウンセラー会ひょうご

理事 仁保 めぐみ

